

PPP／PFI推進アクションプラン (平成30年改定版)(案)について

**2018年5月14日
第14回計画部会**

改定スケジュール

	PFI推進委員会	計画部会
3月13日(火) 10:00～	第47回 PFI推進委員会 委員長、各部長・部会長代理の選任 事業推進部会の設置 PFI法・ガイドライン報告 アクションプラン改定の方向性	
3月22日(木) 10:00～		第12回 計画部会 (前半)関係省庁より現アクションプラン進捗状況・新たに掲げる施策案を説明 内閣府より「PPP/PFI推進に当たっての課題」に対する対策案・改定概要案を説明 (後半)委員・専門委員より上記に対するご意見
4月17日(火) 10:00～		第13回 計画部会 アクションプラン改定案ver.1の提示 (前半)関係省庁より、委員・専門委員ご意見への対応案を説明 (後半)対応案に対するご意見
5月14日(月) 15:00～		第14回 計画部会 アクションプラン改定案ver.2の審議
5月21日(月) 10:00～	第48回 PFI推進委員会 計画部会報告(アクションプラン改定案の審議) ※その後、PFI推進会議にて、改定案の決定	

※アクションプラン改定案の作成に当たっては、経済財政諮問会議、未来投資会議等と連携を図る。

PPP/PFI推進に当たっての課題(概要)

PPP/PFI関係者が現在抱える課題をPFI推進委員会にて整理(平成29年12月)
⇒解決方策をPPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)に掲げる予定

課題1

PPP/PFI手法の有効性・必要性について、管理者等(主に地方公共団体)や住民間での共有が不十分

課題2

管理者等がそれぞれの取組の段階に応じて自ら積極的にPPP/PFIに取り組むことができるような環境整備が不十分

(1)PPP/PFI制度面に課題(法制度や優先的検討の仕組み、支援制度等)

(2)管理者等への啓発・教育に課題

(3)分かりやすい情報の横展開が不十分

(4)経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分

課題3

新規事業者・投資家が参画しやすくなるような環境整備が不十分

※詳細は次頁参照

【参考】PPP/PFI推進に当たっての課題(本文①)

PPP/PFI推進に当たっての課題について 極めて厳しい財政状況の中、また今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資・アイデアの喚起による持続的な経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要である。政府としては、平成 29 年6月9日に PPP/PFI 推進アクションプラン(平成 29年改定版)を定め、事業規模目標 21 兆円(平成 25 年度～34 年度の 10 年間)の達成に向けて推進に取り組んでおり、また前向きに取り組む公共施設等の管理者等(以下「管理者等」という。)の数も足元では増えてきているものの、一方で未実施の管理者等(特に地方公共団体)も未だ多く存在しており、PPP/PFI が多くの地方公共団体に浸透したとは言えない状況である。このような認識の下、民間資金等活用事業推進委員会では、更なる推進に向けて現在の主な課題について以下の通り整理し、今後推進方策の検討を行うこととした。

1. 今後一層厳しくなる人口減少や財政状況により公共施設等の将来的な負担の増加が見込まれる中で、国・地方公共団体等が自ら資産を保有し、公共サービスを提供するという従来の手法以外の柔軟な手法の有効性・必要性について、管理者等や住民で共有することが必要であるにも関わらず、必ずしも十分には共有されていない現状があり、例えば具体的な課題として以下の事項が挙げられる。
 - ①公共施設の更新・維持管理に関する負担等、将来的な課題が管理者等や住民で十分には共有されていない
 - ②管理者等が公共施設等の資産を保有しないことの意義と課題が管理者等や住民で十分には共有されていない
 - ③公共サービスの官民の役割分担やPPP/PFIの有効性・必要性が管理者等や住民で十分には共有されていない
 - ④他の地方公共団体と比較した自らの地方公共団体におけるPPP/PFIの実施状況の見える化が十分でない
2. 一層のPPP/PFI推進に当たっては、一定程度の実施実績がある事業分野の取組改善、まだ実施実績のない事業分野の裾野拡大が必要であり、さらに経験のない管理者等(特に地方公共団体)にも実施主体の裾野拡大がなされることが重要である。そのためには、管理者等がそれぞれの取組の段階に応じて自ら積極的にPPP/PFIに取り組むことができるような環境整備が必要であるが、現状として以下の課題がある。

(1) PPP/PFI制度面の課題

- ① PFI法をはじめとする法制度や優先的検討、支援制度の実効性・柔軟性に改善余地(PPP/PFI推進の障害事項の整理と対応、PFI手続きの簡素化、公的不動産利活用分野に関する検討等)
- ② PPP/PFI推進のインセンティブ施策の展開(特に進捗の芳しくない分野における集中的な展開)に改善余地
- ③ 助言機能の強化や案件調査の推進、各事業分野との連携に改善余地

(2) 管理者等への啓発・教育に課題

- ① 地方公共団体職員だけでなく、首長・議会も含めた理解の促進が必要
- ② 地域コア人材の育成が必要
- ③ 公務員全体に対する幅広い理解の促進が必要

(3) 分かりやすい情報の横展開が不十分

- ① 具体的な事例について、用語の統一に配慮しつつ分かりやすい方法で紹介(動画使用や成功団体の職員による説明等)する必要

※横展開すべき情報の例

- ・民間ならではの効果が発揮された具体事例(収益施設の設置による賑わい創出、公共サービスのイノベーション等)、取組のプロセス
- ・バランスシートへの影響
- ・海外も含めたモニタリング事例
- ・推進のための組織体制
- ・民間事業者が参画できなかった理由
- ・裾野拡大に向けて推進すべき事業モデル(混合型・価値創造型・広域共同利用型)
- ・コンセッション以外についても分野ごとの典型的な推進モデル

【参考】PPP/PFI推進に当たっての課題(本文②)

2.(続き)

(4)経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分

- ① それぞれの地方公共団体のPPP/PFIの経験値に応じた推進方策の検討が必要
- ② PPP/PFIの導入が進まない地方公共団体について、それぞれの地域の実情把握や進まない理由の分析が必要
- ③ 特に経験のない地方公共団体において、地元企業が能力を発揮できるような取り組みやすい事業や既に多くの成功事例が形成されている事業(サービス購入型事業等)の周知を図り、確実な実施を推進する取組が必要
- ④ 経験の少ない地方公共団体でも案件化を可能にするための人材の共有やノウハウの見える化が必要
- ⑤ 事業の特性や経験の蓄積に応じたPPP/PFI手続き(導入検討)の簡素化が必要

3. 一層のPPP/PFI推進に当たっては、新規の民間事業者・投資家を呼び込むことが必要であり、新規事業者・投資家が参画しやすくなるような環境整備が必要であるが、現状として以下の課題がある。

(1)全体的な環境整備について

- ① 民間事業者・投資家の参入意欲を刺激する取組(例えば情報のオープンデータ化推進や流動化対応、市場規模の見える化、民間事業者への負担軽減措置、参入阻害要因の改善等)が必要
- ② 専門人材(管理者等側コンサル、地方・中小企業を中心とする民間企業)の育成に改善余地
- ③ 地元企業や地域金融機関の一層の関与・協力を促す必要

(2)個別事業の実施について

- ① 官民対話が十分になされていないケースが存在
- ② 官民のリスク分担が明確化されていないケースが存在
- ③ 適切でない契約条件(料金設定、本体・付帯事業の分離、民間事業者へのインセンティブ措置、設計変更に伴う費用調整等)により、最適な民間事業者が参画せず、潜在的な事業価値を毀損したケースが存在

以上

【資料A】 PPP/PFI推進に当たっての課題に対する取組施策案①

赤字:アクションプラン改定版に新たに掲げる施策案
【】:資料Bとの対応符号

「PPP/PFI推進に当たっての課題について」における課題分類	これまでの取組施策（～平成29年度）	今後の取組施策案（平成30年度～）
1. PPP/PFI手法の有効性・必要性の共有が不十分		
① 公共施設の更新・維持管理に関する負担等、将来的な課題が管理者等や住民で十分には共有されていない	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定を要請【施策B①（2）】 	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画の策定・公表【施策B①（2）】
② 管理者等が公共施設等の資産を保有しないことの意義と課題が管理者等や住民で十分には共有されていない	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ全ての地方公共団体が公共施設等総合管理計画を策定・公表【施策B①（2）】 政府インターネットTV等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画の充実【施策B①（2）】 更なる啓発とメッセージ発信
③ 公共サービスの官民の役割分担やPPP/PFIの有効性・必要性が管理者等や住民で十分には共有されていない	<ul style="list-style-type: none"> アクションプランや各種手引等によるメッセージ発信 	
④ 他の地方公共団体と比較した自らの地方公共団体におけるPPP/PFIの実施状況の見える化が十分でない	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県単位でのPFI+PPP（類型Ⅱ・Ⅲ）件数や優先的検討規程の策定状況等の見える化 	<ul style="list-style-type: none"> 一層の見える化推進（地方公共団体単位でのPFI+PPP（類型Ⅱ・Ⅲ）件数の見える化等）
2. （1）PPP/PFI制度面の課題		
① PFI法をはじめとする法制度や優先的検討、支援制度の実効性・柔軟性に改善余地（PPP/PFI推進の障害事項の整理と対応、PFI手続きの簡素化、公的不動産利活用分野に関する検討等）	<ul style="list-style-type: none"> 法改正（PFI法・水道法：H30通常国会提出） 優先的検討規程の策定・運用の推進【施策C①（1）】 一部の事業分野における優先的検討の要件化【施策C①（1）】 各事業分野における推進施策を各省庁で検討・展開 多様な支援を各省庁が実施 	<ul style="list-style-type: none"> 優先的検討の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討【施策C①（2）】 障害事項の整理、対策検討 各種取組・支援の継続実施
② PPP/PFI推進のインセンティブ施策の展開（特に進捗の芳しくない分野における集中的な展開）に改善余地	<ul style="list-style-type: none"> アクションプランにおける重点分野設定と施策展開【施策A①】 繰上償還（PFI法改正）【施策A①】 先導的的事业に対する導入可能性調査費の補助支援 	<ul style="list-style-type: none"> 重点分野・施策のフォローアップ【施策A①】 各種支援の継続実施（H30予算支援事業含む）
③ 助言機能の強化や案件調査の推進、各事業分野との連携に改善余地	<ul style="list-style-type: none"> 助言・ワンストップ機能強化（PFI法改正）【施策D④（1）】 	<ul style="list-style-type: none"> 改正PFI法案で位置付け予定の助言機能等の運用による支援強化【施策D④（1）】 期間満了案件の効果検証

【資料A】 PPP/PFI推進に当たっての課題に対する取組施策案②

赤字:アクションプラン改定版に新たに掲げる施策案
【】:資料Bとの対応符号

「PPP/PFI推進に当たっての課題について」における課題分類	これまでの取組施策（～平成29年度）	今後の取組施策案（平成30年度～）
2.（2）管理者等への啓発・教育に課題		
① 地方公共団体職員だけでなく、首長・議会も含めた理解の促進が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプランや各種手引等による啓発・メッセージ発信【施策D④】 	
② 地域コア人材の育成が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域プラットフォーム・ブロックプラットフォームの開催【施策D②】 ・専門家派遣【施策D④】 	<ul style="list-style-type: none"> ・案件化を加速するプラットフォームの充実【施策D②】 ・各種取組の継続実施
③ 公務員全体に対する幅広い理解の促進が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・PPPサポーター制度【施策D④】 ・自治体訪問【施策D④】 	
2.（3）分かりやすい情報の横展開が不十分		
① 具体的な事例について、用語の統一に配慮しつつ分かりやすい方法で紹介（動画使用や成功団体の職員による説明等）する必要	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的検討規程の『運用の手引』に事例集を掲載 ・内閣府のHPや各省庁にも事例集がすでに存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の横展開時に留意 ・PPP/PFIの活用が進む先進的な地方公共団体における取組や組織設計等の成功要素抽出・横展開【施策D④（2）】 ・特に市場性の低い地域での低未利用公的不動産利活用の優良事例の成功要素抽出・横展開【施策B①（3）】
2.（4）経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分		
① それぞれの地方公共団体のPPP/PFIの経験値に応じた推進方策の検討が必要		
② PPP/PFIの導入が進まない地方公共団体について、それぞれの地域の実情把握や進まない理由の分析が必要		<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体の裾野拡大の推進に向けて、実施主体の経験に応じて支援・情報の横展開【施策C①（3）】
③ 特に経験のない地方公共団体において、地元企業が能力を発揮できるような取り組みやすい事業や既に多くの成功事例が形成されている事業（サービス購入型事業等）の周知を図り、確実な実施を推進する取組が必要		<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】優先的検討の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討【施策C①（2）】 ・【再掲】特に市場性の低い地域での低未利用公的不動産利活用の優良事例の成功要素抽出・横展開【施策B①（3）】
④ 経験の少ない地方公共団体でも案件化を可能にするための人材の共有やノウハウの見える化が必要		<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】プラットフォームを通じた地方公共団体に対する意識付け【施策D②】
⑤ 事業の特性や経験の蓄積に応じたPPP/PFI手続き（導入検討）の簡素化が必要		

【資料A】 PPP/PFI推進に当たっての課題に対する取組施策案③

赤字:アクションプラン改定版に新たに掲げる施策案
【】:資料Bとの対応符号

「PPP/PFI推進に当たっての課題について」における課題分類	これまでの取組施策（～平成29年度）	今後の取組施策案（平成30年度～）
3.（1）新規事業者・投資家の参画しやすくなるような環境整備／全体的な環境整備について		
① 民間事業者・投資家の参入意欲を刺激する取組（例えば情報のオープンデータ化推進や流動化対応、市場規模の見える化、民間事業者への負担軽減措置、参入阻害要因の改善等）が必要		<ul style="list-style-type: none"> ・官民対話の普及推進（民間提案の積極的活用等）【施策D③（1）】 ・【再掲】PPP/PFIの活用が進む先進的な地方公共団体における取組（民間提案窓口の設置等）等の成功要素抽出・横展開【施策D④（2）】 ・【再掲】一層の見える化推進（主要事業分野の市場規模の見える化等）【施策D③（2）】 ・公共情報の整備・公表・オープンデータ化推進【施策B①（2）】
② 専門人材（管理者等側コンサル、地方・中小企業を中心とする民間企業）の育成に改善余地	<ul style="list-style-type: none"> ・地域プラットフォーム・ブロックプラットフォームの開催【施策D②】 	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】案件化を加速するプラットフォームの充実【施策D②】
③ 地元企業や地域金融機関の一層の関与・協力を促す必要		
3.（2）新規事業者・投資家の参画しやすくなるような環境整備／個別事業の実施について		
① 官民対話が十分になされていないケースが存在	運営権ガイドライン改正（コンセッション）	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】官民対話の普及推進（民間提案の積極的活用等）【施策D③（1）】 ・官民のリスク分担や契約条件等の実態把握調査、対策検討
② 官民のリスク分担が明確化されていないケースが存在		
③ 適切でない契約条件（料金設定、本体・付帯事業の分離、民間事業者へのインセンティブ措置、設計変更に伴う費用調整等）により、最適な民間事業者が参画せず、潜在的な事業価値を毀損したケースが存在		

【資料B】 PPP/PFI推進アクションプラン平成30年改定骨子案

資料Aにおける記載

取組施策	課題
・アクションプランにおける重点分野設定と施策展開	2. (1) ②
・繰上償還	2. (1) ②

取組施策	課題
・公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・公表・精緻化	1.
・公共情報の整備・公表・オープンデータ化推進	3. (1) ①
・市場性の低い低未利用公的不動産利活用の優良事例の成功要素抽出・横展開	2. (3)、(4)

取組施策	課題
・優先的検討規程の策定・運用の推進、要件化	2. (1) ①
・優先的検討の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討	2. (1) ①、(4)
・実施主体の裾野拡大の推進に向けて、実施主体の経験に応じて支援・情報の横展開	2. (4)

取組施策	課題
・案件化を加速するプラットフォームの充実	2. (2)、(4)、 3. (1) ②
・官民対話の普及推進（民間提案の積極的活用等）	3. (1) ①、(2)
・一層の見える化	3. (1) ①
・アクションプランや各種手引等による啓発・メッセージ発信、専門家派遣、PPPサポーター制度、自治体訪問	2. (2)
・改正PFI法案で位置付け予定の助言機能等の運用による支援	2. (1) ③
・PPP/PFIの活用が進む先進的な地方公共団体における取組や組織設計等の成功要素抽出・横展開	2. (3)

取組施策	課題
・更なる啓発とメッセージ発信	1.
・PPP/PFI推進の障害事項の整理、対策検討	2. (1) ①
・関係省庁における各種取組・支援の継続実施	2. (1) ①、②、(2)
・期間満了案件の効果検証	2. (1) ③
・官民のリスク分担や契約条件等の実態把握調査、対策検討	3. (2) ①

資料Cにおける記載（PPP/PFI推進のための施策）

施策A コンセッション事業の推進
①コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定
②独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進

施策B 公的不動産における官民連携の推進
①地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進
(1) 公園や遊休文教施設等の利活用推進
(2) 公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備
(3) 特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開

施策C 実効性のある優先的検討の推進
①公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施
(1) 国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開
(2) PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体への実施主体の裾野拡大に向けて、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討
(3) 地方公共団体の経験に応じた支援・情報の横展開

施策D 地域のPPP/PFI力の強化
①インフラ分野での活用の裾野拡大
②地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激
(1) 官民対話の普及推進（民間提案の積極的活用等）
(2) 地元企業の事業力強化
(3) PPP/PFI推進に資するデータの見える化推進
④情報提供等の地方公共団体に対する支援
(1) 改正PFI法案で位置付け予定の助言機能等の運用による支援
(2) 先進的な地方公共団体における取組・組織設計等の成功要素抽出・横展開
⑤PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

※左記の取組施策については、資料C（概要資料）には記載しないものの、PPP/PFI推進アクションプラン本体には記載予定

【資料C】PPP/PFI推進アクションプラン平成30年改定概要案

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント

- 改正PFI法案で創設予定のワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用により、国の支援機能の強化を図る
- 実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ、実施主体の裾野拡大を図る
- 空港をはじめとするコンセッション事業等の重点分野に公営水力発電・工業用水道を追加する

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進	実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間に於いて、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開 ・PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体への実施主体の裾野拡大に向けて、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討 ・地方公共団体の経験に応じた支援・情報の横展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激 <ul style="list-style-type: none"> ・官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等) ・地元企業の事業力強化 ・PPP/PFI推進に資するデータの見える化推進 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・改正PFI法案で位置付け予定の助言機能等の運用による支援強化 ・先進的な地方公共団体における取組・組織設計等の成功要素抽出・横展開 ○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用
公的不動産における官民連携の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園や遊休文教施設等の利活用推進 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 ・特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開 		

改定版概要

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【**具体的検討6件達成、実施方針目標6件：～平成31年度**】、道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】、クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】、**公営水力発電【3件：～平成32年度】、工業用水道【3件：～平成32年度】**

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間)
 (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、
 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円)

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント
改定の

- ・ 推進のための施策として、新たに「**公的不動産における官民連携の推進**」を明記
- ・ 平成28年度フォローアップにより**具体的施策をブラッシュアップ**(優先的検討の更なる推進等)
- ・ 空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の**重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設を追加**

改定版概要

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進	実効性のある優先的検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間に於いて、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開の具体的推進 ・人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施 ・地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域プラットフォームを通じた案件形成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・運用マニュアルの周知による形成の働きかけ ・広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援 ○民間提案の積極的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・民間提案活用指針を平成29年度末までに策定 ・民間提案支援を平成29年度から実施 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知 ○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用
<p>公的不動産における官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園におけるPPP/PFI手法の拡充 ・遊休文教施設の利活用 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 		

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】
 道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】
 クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間)
 (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、
 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、
 その他事業5兆円)

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

第13回計画部会／委員・専門委員からのご意見に対する各省回答

発言者	発言内容	当日の各省回答	担当省庁	各省回答		
				対応方針 (アクションプランへの記載の是非)	アクションプランへ記載する場合の 記載文章案	
石田 専門 委員	1 資料2-2/P8の 3.(1) 【優先的検討 & 広 域化】	実施主体の裾野拡大に向けた負担軽減策は重要な取組だが、一方で小規模事業は民間が取り組みにくい面もあるので、広域的な案件形成に関しても言及してほしい。	(内) 対応する。広域化はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか検討したい。	内閣府	「3.(1)実効性のある優先的検討の推進」の具体的取組に追加する。 (石田専門委員No.1と根本委員No.1をセットで対応)	⑧具体的な案件形成が実際に進むように、実施主体の経験に応じた支援・情報(優良事例等)の横展開を図る。なお、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等を通じて手続きの簡易化が可能である旨を周知するとともに、広域化とPPP/PFIの検討を連携して行うことが有効となるケースも存在する旨も周知する。(平成30年度から) <内閣府>
	2 資料2-2/P9の 3.(2) 【プラットフォーム & 広域化】	プラットフォーム活用の中で、広域的な案件形成について言及してほしい。	(内) 検討する。	内閣府・ 国土交通 省 (プラットフォーム担 当)	現在も下記の記載をしており、今後取組を進めていく。 「一の地方公共団体の枠組みを超えたより広域的な地域プラットフォームの形成も促進し、PPP/PFIの活用を通じた事業の広域化等を推進する。」	-
	3 資料2-2/P10の 3.(2)⑥ 【プラットフォーム】	具体案件の形成に注力していくとの説明があったので、⑥について数値の目標設定を検討してほしい。	(内) 勉強段階のため、アクションプランへの記載は控えたい。	内閣府・ 国土交通 省 (プラットフォーム担 当)	「3.(2)地域プラットフォームを通じた案件形成の推進」の具体的取組に追加する。	①平成28年版で設定した地域プラットフォーム形成数及びブロックプラットフォーム(地方ブロック単位で形成されたもの)に参画する地方公共団体数の目標は達成した。今後は地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)への地方公共団体の参画を更に促進するとともに、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進するため、新たな目標値を設定する。 <内閣府・国土交通省>(平成30年度末まで)
	4 資料2-2/P15の 3.(7) 【公共施設の非保 有】	公共施設の非保有の議論を「(7)その他」に盛り込めないか。	(内) 対応する。広域化はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか検討したい。	内閣府	「3.(7)その他」に追加する。 (石田専門委員No.4と根本委員No.2と小森専門委員No.2をセットで対応)	③公共施設を保有しないケースの事例を収集し、公共施設の保有・非保有に関する整理・検討を行う。(平成30年度から) <内閣府>
赤羽 専門 委員	1 PDCA全般	内閣府のプラットフォームや道路をはじめ各施策がどれだけ案件形成に繋がったかという観点から今後PDCAを行うようにする必要がある。	(内) 財政赤字はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか総務省と相談したい。 (総) 確かにご指摘の点はあると思う。 → (赤) 後日でいいので、教えてください。	内閣府	今後の評価を行う中で、適切な評価が可能となるように工夫する。	-
	2 資料1-2/No.28 【上下水道の広域 化】	厚労省が水道法改正等で対応していく方針は理解し、現アクションプランにも記載されている部分はあるが、国交省は公営企業会計導入だけでは下水道料金の適正化は難しいと考えられるため、ご説明頂いた料金等についての考え方をしっかりと示していくことが重要ではないか。また、総務省も地方財政健全化の観点から自治体・公営企業の赤字・資金不足の分析の必要があると考えているが、現状そのような取組はしているか。	(内) 財政赤字はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか総務省と相談したい。 (総) 確かにご指摘の点はあると思う。 → (赤) 後日でいいので、教えてください。	総務省 国土交通 省	地方公営企業の毎年度の決算や資金不足比率については、総務省として調査及び公表を行っているところ(例年9月末に公表)。 ※最新の公表資料を4月26日に赤羽専門委員へメールでご報告 「4.(2)重点分野と目標 ③下水道」の1点目を右記のとおり改定する。	- 下水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見通しを見直すための推計モデル(「Model G」)の活用を促進する。また、中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画の策定・公表について国において引き続きフォローアップを行う。(平成30年度から) <国土交通省>
	3 VFM	各プロジェクトの財政効率化貢献額を示す取組を自治体で実施するよう、メッセージをアクションプランに記載すべき。	(内) 対応する。広域化はPPP/PFIの範疇を超えている部分もあるので、アクションプランに盛り込むべきか検討したい。	内閣府	ご指摘の通りVFMに税収等を含んでいない等の課題はある一方、自治体が各事業の歳出入効果を集計する場合、煩雑な集計業務に対して僅少な金額に止まるケースも多く存在するため、まずはご指摘の観点到留意した上で、今後期間満了案件レビューを実施し、成果等の周知を図っていくこととしたい。	-

江口 専門 委員	1	資料2-2/P16の注釈【重点分野のカウン ト基準】	重点分野の目標件数カウントについ て、「実施方針の公表」と明確でない 理由を教えてほしい。	(内) 近い年限で期限を決めた目 標・地方自治の観点から、DD着手 を具体化の基準で整理している。し かし、現在DD着手したものの、足踏 みした案件もあるので、再整理の必 要性も感じており、別の基準での目 標設定も検討中。	-	-	-
根本 委員	1	資料2-2/P8の 3.(1) 【簡易化ガイド ラインの周知】	PPP/PFIを採用しなかった理由に「時間 的制約があった」とのアンケート結果を 報告頂いたが、そもそも簡易化ガイド ラインが浸透されていないことが原因と考 える。ついては、情報の横展開の対象 に「簡易化ガイドラインの有効活用を図 る等」の文章を追加すべき。	(内) ご指摘の通り表現を工夫す る。	内閣府	【再掲】 「3.(1)実効性のある優先的検討の推進」の具体的取組に追加 する。 (石田専門委員No.1と根本委員No.1をセットで対応)	⑧具体的な案件形成が実際に進むように、実施主体の経験に応じた支援・情報(優良事例等)の横展開を図る。なお、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等を通じて手続きの簡易化が可能である旨を周知するとともに、広域化とPPP/PFIの検討を連携して行うことが有効となるケースも存在する旨も周知する。(平成30年度から)＜内閣府＞
	2	資料1-2/No.16 【公共施設の非保 有】	イコールフットリングが図られているの か否かを質問した。実現できていないの であれば、その理由を、今後図る方向で 検討するのであれば、その時期を教えて ほしい。	(内) 勉強段階であり、どこまで可能 か悩ましい。	内閣府	【再掲】 「3.(7)その他」に追加する。 (石田専門委員No.4と根本委員No.2と小森専門委員No.2をセット で対応)	③公共施設を保有しないケースの事例を収集し、公共施設の保有・非保有に関する整理・検討を行う。(平成30年度から)＜内閣府＞
	3	資料1-2/No.26 【上下水道の料金 適正化】	ご説明頂いた更新費等の話をアクション プランに記載してほしい。	(内) 厚労省・国交省と相談する。	厚生労働 省	「4.(2)重点分野と目標 ②水道」の1点目を右記のとおり改定 する。	・水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、中長期的な水道料金の見込み等が記載された事業計画の策定・公表状況について国においてフォローアップを行う。また、水道法の一部を改正する法律案において、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならないことを明示的に規定することとしていることから、同法律案が成立した場合には、法律案の趣旨を踏まえ、水道料金の設定状況について国においてフォローアップを行う。(平成30年度から)＜厚生労働省＞
	4	資料2-2/P11の 3.(3) 【公共施設等総合 管理計画・個別施 設計画】	⑤に個別施設計画の内容を踏まえて、 総合管理計画を不断の見直しをする旨 記載してほしい。	(内) 総務省と相談する。	国土交通 省	「4.(2)重点分野と目標 ③下水道」の1点目を右記のとおり改定 する。	下水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見直しを見直すための推計モデル(「Model G」)の活用を促進する。また、中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画の策定・公表について国において引き続きフォローアップを行う。(平成30年度から)＜国土交通省＞
清水 専門 委員	1	資料1-2/No.27 【上水道コンセ ッション・広域化】	「水道広域化検討の手引き」は、まだコ ンセクション制度がなかった平成20年 頃に策定されたものであるため、今後 見直しを行う際には、民間活用の有効 性や進めるための具体的方策を盛り込 んでほしい。		厚生労働 省	- (今後の「手引き」見直し時に留意)	
	2	資料2-2/P19の 4.(2)②の2点目 【上水道コンセ ッション・広域化】	現記載「広域化と併せ…」を、例えば 「広域化を重要な契機としてコンセ ッション等の民間活用をしっかりと進める」 のようにしては如何か。		厚生労働 省	「4.(2)重点分野と目標 ②水道」の2点目を右記のとおり改定 する。 「3.(7)その他」に追加する。	・水道事業にコンセクション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセクション事業等の民間活用を強力に後押しする。(平成30年度から)＜厚生労働省＞ ④内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を厚生労働省及び総務省が連携して支援するとともに、水道事業の経営の持続可能性を確保するため、改正水道法の施行を見据え、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得る。(平成30年度末まで)＜厚生労働省・総務省＞

	3	資料2-2/P8の3.(1)⑧【優先的検討の負担軽減策】	民間収益事業の地域活性化効果も事業実施の際の判断指標とするのがよいのではという当初の意見に対しての回答である新規取組案No1は現状資料2-2/P8の3.(1)⑧に埋め込まれていると理解するが、元々の趣旨は人口20万人未満自治体に限るものではないため、書きぶりを工夫頂きたい。	(内)工夫する。	内閣府	・第13回計画部会資料時の⑧を2文に分け、①と②の間に移動(新②③に変更)する。 ・新③の負担軽減策の取組から、人口基準の記載を削除する。 (清水専門委員No.3と財間専門委員No.2をセットで対応)	②地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、経験の少ない地方公共団体にも分かりやすい情報の横展開を図る。(平成30年度から)＜内閣府＞ ③PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。(平成30年度から)＜内閣府＞
小森 専門 委員	1	資料2-2/P26の注釈【歳出入効果の単年度計上基準】	良い取組である。		-	-	-
	2	資料2-2/P15の3.(7)【公共施設の非保有】	石田氏の意見と重なるが、公共施設の非保有の記載がアクションプランにないのは違和感がある。検討中の取組を記載しては如何か？		内閣府	【再掲】 「3.(7)その他」に追加する。 (石田専門委員No.4と根本委員No.2と小森専門委員No.2をセットで対応)	③公共施設を保有しないケースの事例を収集し、公共施設の保有・非保有に関する整理・検討を行う。(平成30年度から)＜内閣府＞
	3	資料2-2/P12・13【官民対話・高度専門家派遣】	良い記載であり、残して頂きたい。		-	-	-
白石 専門 委員	1	資料2-2/P24【公営水力発電のコンセッション目標】	目標数値は、3発電施設とあるがどのような意味か？なお、鳥取県は3つの発電施設対象としたコンセッション事業だが、これを実施できれば目標達成ということになるのか？	(内)確認する。	(経済産業省)	※「件数」ではなく「施設数」で現状議論している旨を、4月17日に委員・専門委員へメールで報告 ※カウント基準は引き続き「発電施設数」であるものの、記載は「件数」とする方向で調整中である旨を5月10日の資料送付メールにて補足説明	(※「件数」で記載)
	2	資料1-2/No.37【公営ガス】	来年度以降にコンセッション目標を検討することはあるのか？	(経)大都市圏に対し、東北や北陸では参入者がまだ少ないこともあり、その状況も踏まえて今後検討していく。	-	-	-
財間 専門 委員	1	資料2-2/P15の3.(7)3点目【国交省/中小規模自治体の官民連携モデル形成】	本日の説明資料1-4のP4の文言を追加してほしい。	(国)検討する。	国土交通省	追加致します。	(前) 中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題克服に資するモデルの形成を図る。(平成30年度から)＜国土交通省＞ (後) 分野横断や広域連携による官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。(平成30年度から)＜国土交通省＞
	2	資料2-2/P8の3.(1)【優先的検討】	人口20万人以上・未済で支援等が異なるのであれば、記載順を分かりやすく変更してほしい。	(内)書き方は調整する。分けているのは規程策定を要請しているかどうか。	内閣府	【再掲】 ・第13回計画部会資料時の⑧を2文に分け、①と②の間に移動(新②③に変更) ・新③の負担軽減策の取組から、人口基準の記載を削除 (清水専門委員No.3と財間専門委員No.2をセットで対応)	②地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、経験の少ない地方公共団体にも分かりやすい情報の横展開を図る。(平成30年度から)＜内閣府＞ ③PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。(平成30年度から)＜内閣府＞